

(配布用)

平成29年 第3回

甲賀広域行政組合議会

定例会 会議録

平成29年9月26日  
於 甲賀広域行政組合庁舎



平成29年第3回甲賀広域行政組合議会定例会会議録

平成29年第3回甲賀広域行政組合議会定例会は、平成29年9月26日 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合庁舎に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

- 1番 山中善治
- 2番 山岡光広
- 3番 土山定信
- 4番 白坂萬里子
- 5番 橋本律子
- 6番 菅沼利紀
- 7番 赤祖父裕美
- 8番 加藤貞一郎
- 9番 鵜飼八千子
- 10番 松原栄樹

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

なし

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

- 管理者 岩永裕貴
- 副管理者 谷畑英吾
- 監査委員 山川宏治
- 会計管理者 片岡優子
- 事務局長 山田剛士
- 次長兼総務課長 佐治善弘
- 衛生課長 木村尚之
- 衛生センター所長 雲好章
- 消防長 荒川庄三郎
- 消防次長 高橋良雄
- 消防次長兼水口消防署長 本田修二
- 消防次長兼湖南中央消防署長 寺村保博
- 消防総務課長 藤川博樹

6 本会議の書記は、次のとおりである。

- 松本博彰
- 中溝慶一
- 小林慎司

7 議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第10号 平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについて

日程第4 議案第11号 平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分につき承認を求めることについて

日程第5 議案第12号 甲賀広域行政組合行政手続条例の制定について

日程第6 議案第13号 平成28年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第14号 平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

日程第8 一般質問について

8 会議事件は、次のとおりである。

会議事件は、議事日程のとおりである。

9 会議の次第は、次のとおりである。

（開会 午前9時29分）

議長（白坂萬里子） それでは、皆様、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより組合議会を開会いたしたいと思っております。

議員の皆様方におかれましては、それぞれの9月定例議会が終わり、何かとご多忙の中、全員の出席を賜りまして、心から感謝申し上げます。

組合議会も、本日の議会をもちまして、任期中の最後の議会となります。どうぞ最後までよろしくごお願い申し上げます。管理者から開会に先立ちましてのご挨拶をいただきます。

管理者。

管理者（岩永裕貴） 改めましておはようございます。

本日は、平成29年第3回甲賀広域行政組合議会定例会の開会を招集いたしましたところ、市議会9月定例会の閉会直後にもかかわらず、議員各位にはご参集をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、提出をいたしました議案の諸案件のご審議を願うに先立ち、当面の報告を兼ねてご挨拶をさせていただきます。

まず、衛生関係におきまして、先の3月の定例会においてお認めいただきました平成29年度から平成32年度までの債務負担行為に基づく、し尿処理施設運転管理業務委託の指名競争入札を8月22日に実施をいたしました。6者による応札があり、そのうち最低価格を示した三井造船環境エンジニアリング株式会社と6,998万4,000円で契約をいたしました。今後は、現在の委託業者から、業務引き継ぎなどを行い、平成30年度からの適正な事業運営に備えることといたしております。

続きまして、消防関係です。7月17日に、この消防本部庁舎に落雷があり、庁舎設備の一部に障害が発生をいたしました。通信指令システムにつきましては、一時、固定電話回線からの119番入電が不可能となりましたが、直接受話する回線に切りかえ対応をいたしました。その間、並行して緊急工事を行い、障害発生から4時間後には復旧いたしました。そのほか、消防車両等の動態を監視するAVMや庁舎内の放送設備、自動火災報知機、滋賀県防災行政無線、有線119、自家発電設備にも不具合が生じましたが、それぞれ早急に対応し、仮復旧を含め、現在は機能回復いたしております。

また、議員の皆様には、既にご報告させていただいておりますが、8月5日に水口消防署の救急車が傷病者を済生会滋賀県病院へ搬送中に、湖南市三雲地先の県道13号上で、大型トラックと接触事故を起こしました。傷病者を医療機関へ緊急に搬送するという救急業務に支障を生じさせることにもなり、緊急走行時はもとより、日々安全運転を心がけ、再発防止の徹底に努めてまいりたいと思います。

さて、本日、提案いたしますのは、専決の承認案件2件、条例案件1件、平成28年度決算の認定、補正予算案件1件の合計5件でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（白坂萬里子） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名です。

これから、本日の会議を開きます。

（議会成立 午前9時33分）

議 長（白坂萬里子） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

議 長（白坂萬里子） これから、諸般の報告をします。

監査委員から、定期監査の結果及び現金出納検査の結果について2件の報告がありました。

その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

議 長（白坂萬里子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、7番、赤祖父裕美議員、8番、加藤貞一郎議員を指名いたします。

議 長（白坂萬里子） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（白坂萬里子） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

議 長（白坂萬里子） 日程第3、議案第10号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（岩永裕貴） 議案第10号の提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、去る7月17日に発生しました消防本部庁舎への落雷による、庁舎設備へ障害が発生したことによる修繕工事に係るものであります。

館内設備である自動火災報知器の仮設工事費に200万円、同じく本復旧工事に460万円、また、自家発電装置の復旧工事に80万円、合わせまして740万円を前年度繰越金を財源とし、常備消防費の需用費・修繕料に計上いたしました。

これらの補正措置により、歳入歳出それぞれ740万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億3,028万9,000円といたしましたものであります。なお、今回の落雷被害に対する修繕経費につきましては、一部保険対象となるため、現在申請手続きを行っております。

この補正予算につきましては、事務手続上、緊急執行を要しましたので、やむを得ず、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました。

ここに専決処分の報告を行い、あわせて承認をお願いするため、本議会に提案させていただくものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長（白坂萬里子） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

2 番、山岡光広議員。

2 番（山岡光広） それでは、上程されています議案第10号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、お伺いしたいと思います。今ほども、管理者のほうから、概括のご説明があったところですし、先ほど挨拶の中でも、4時間後に復旧したと、こういう報告がありました。そこで、簡単ですけれども、3つの点についてお伺いしたいと思います。

まず1つは、その復旧費740万円なんですけれども、落雷によるその損傷そのものについて、もう少し詳しく教えていただきたいのが1点です。2つ目は、先ほども内訳についてはご説明いただいたところなんですけれども、今は復旧費なんですけど、もし仮に新規にきちんと整備をするということであれば、どれぐらいの経費がかかるものなのかお尋ねしたいと思います。

それから、3つ目は、落雷というのは、いつ、どういう形で起こるかわからないわけなんですけれども、日常的に、こういう落雷に対する対応というのはどういうふうに行われているのか。その3つの点について、お尋ねしたいと思います。

議 長（白坂萬里子） 質疑に対する答弁を求めます。

消防長。

消 防 長（荒川庄三郎） 失礼いたします。山岡議員の質疑にお答えいたします。

まず、本年7月17日16時50分ごろ、消防本部庁舎地域一帯における激しい雷雨の発生に伴い、消防本部庁舎において落雷事故が発生したものでございます。

最初の質問でございますが、落雷による損傷につきましては、通信指令設備関係におきましては119番入電の一部不具合が、本部庁舎の設備においては自動火災報知設備、放送設備、自家発電設備において、それぞれ不具合が確認されたものでございます。

通信指令設備関係におきまして、固定電話回線からの119番入電が一部不可能となる不具合が発生したものでございますが、通信指令における電話機器の切りかえを緊急に行うとともに、NTTへの入電確認等により、119番通報等の対応につきましては、直接市民の方に不具合をかける、ご迷惑をかける状況にはなっておりません。およそ復旧に対しては10分程度でございます。その間の緊急につきましては、NTTへの入電確認を行い、直接入電がなかったということを確認して、業務を執行いたしました。

落雷発生から4時間後の午後9時には、落雷発生前の状況にまで、ほぼ指令システムは復旧をしました。また、指令放送に関します放送設備につきましても、指令放送を含む一般放送が一部使用不能となる不具合が発生しましたが、点検により基盤・端子に異常はなく、緊急対応としてハンドスピーカーへの切りかえ等による対応を行い、業務に支障はなく、軽微な修繕で対応ができたものでございます。

2番目のご質問であります、復旧工事費740万円につきましては、自動火災報知設備の受信機の基盤・端子に不良が確認され、緊急に仮設受信機を設置し、対応したところでございます。本復旧としましては、本部庁舎建設時から既に18年の経過をしており、設備は型式失効をしておりましたので、代替部品がなく対応が不可能とのことから、自動火災報知設備の総合盤につきましては、全取りかえとなりましたので、復旧工事費として660万円を要しました。

また、機械棟に設置の自家発電設備につきましても起動不良が確認され、緊

急に移動電源車の手配により対応したものでございます。点検により制御盤、セルモーターの不具合が確認され、修理費として80万円を要したものでございます。

これらにつきましては、新たな設備への更新と比較しますと、自動火災報知設備につきましては、今回の設置費用がそのまま新規設置費用となります。自家発電設備につきましては、現状のものを同等品と交換した場合、おおむね5,000万円程度必要となるものでございます。

今回の案件では、早急な対応が必要とされたものであり、緊急点検の結果を受けて修繕の対応をとらせていただきました。なお、それぞれの損害部分につきましては、18年が経過した設備もございますが、落雷等の保険適応を含めて、現在、保険会社と協議を進めておまして、80%余りを補填されるような状況で調整を図っているところでございます。

3番目に、日常的な落雷防止対策でございますが、今回の件を受けまして、直撃雷については、ご存じのとおり避雷針において対応をしております。しかしながら、誘導雷いわゆる地上を、アース線を入れてくる雷につきましては、過度な異常な高電圧に対するためのサージ対策等を施すなど、一時的な対応をしておりますが、全ての電源配線について、サージ対策を施すという場には至っておりません。実際に、誘導雷を防ぐためにどうすればいいかということをお伺いしますと、建物を建てるときに、足下、基礎からしっかり考えないと、誘導雷は防止できないということでございますので、既に設置される建物につきましては、完璧に誘導雷を防ぎ、雷対策を完全に実施するということは無理なようでございます。

また、特に本年度整備を進めております高機能消防指令システムにつきましては、電気・電話等の回線については、自動復旧ヒューズを設けて、指令システムがダウンしましても、自動的に復旧できるような対策を講じておるところでございます。

しかしながら、特に冬場の雷が多い北陸地方では、どういう保険契約をするかというような対応をしてらっしゃるところも聞いておりますので。

以上、答弁といたします。よろしくお願ひします。

議 長（白坂萬里子） 山岡議員。  
2 番（山岡光広） 詳しくご報告いただきまして、ありがとうございます。  
2点だけちょっとお伺いしたいと思います。

まず1つは、今回7月17日に事故というか、落雷があったということなんですけど、過去にそういう落雷があって損傷したというケースというのは、この管内というか、本署のところであったのかどうか。

また、今ほどご説明いただいたら、もちろんのことですけど、避雷針はどことも、どこの施設もあると思うんですけども、おっしゃったように誘導雷に対する対応という点については、古い施設はなかなかできてないと。例えばですけど、甲南の分署だとか、新しいところはそういう対応ができていいのかどうか。かなりの設備が必要なのかどうか、ちょっと私、専門でないのわかりませんが、そういうものが、今回は文字通り、落雷はあったけれど、結果として、その不具合による支障というか、トラブルはなかったということなんですけども、やっぱりきちっと備えておくということが非常に大事なことだと思いますので、その点、もしわかれば教えていただきたいと思います。

議 長（白坂萬里子） 消防長。  
消 防 長（荒川庄三郎） 山岡議員の質疑にお答えいたします。

雷以外につきましては、今までにも、本建物で過去に自火報設備が同じような雷被害を受けたことがございます。そのときは、一部基板交換で対応ができたことがございます。ちょっと正確な発生日時については記憶にございません

ので、失礼を申し上げます。

それ以外にも、旧甲南消防署、前回の甲南消防署の庁舎では、自家発電設備が雷被害を受けたことがございます。これも基板の交換で修繕がなっております。

なお、誘導雷の防止でございますけれども、実際のところ、我が消防本部各署所では、直接誘導雷を検討して建物設計をしたことがございませんので、実際には、その都度、改修の度にサージ対策をしているというのが本来の姿でございます。今回もサージ対策をいかにするかということになりますと、配線全てにサージタイプのヒューズをつけ込むということでございますので、優先順位をつけるかどうかということと、さらには、周辺の開削状況によっても誘導雷がどういうふう動くかということがよくわからないということでございますので、随時、被害に合わせて修繕をしながら、スケールアップをしたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いします。

以上、答弁といたします。

議 長（白坂萬里子） これで山岡光広議員の質疑を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（白坂萬里子） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
続いて、これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これから、議案第10号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについてを採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
（挙手全員）

議 長（白坂萬里子） 挙手全員です。  
したがって、議案第10号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

議 長（白坂萬里子） 日程第4、議案第11号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（岩永裕貴） 議案第11号の提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、去る8月5日に発生いたしました、水口消防署の救急車両接触事故による車両修繕に関するものであります。修理に必要な144万5,000円を前年度繰越金を財源とし、消防施設費の需用費・修繕料に計上いたしました。

この補正措置により、歳入歳出それぞれ144万5,000円を追加し、歳入差出予算の総額をそれぞれ36億3,173万4,000円といたしましたものであります。

なお、本件につきましては、現在、相手方との過失割合について保険会社を通じまして交渉を継続しております。この議案につきましても、事務手続上、緊急執行を要しましたので、やむを得ず、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により今議会において承認を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長（白坂萬里子） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。

2 番、山岡光広議員。

2 番（山岡光広） それでは、上程されています議案第11号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）についてお伺いします。

今ほど、管理者のほうのご説明にありますように、救急搬送中に発生した事故により、救急車両が損傷したため修理費144万5,000円を計上するということです。

ご説明にありましたように、トラックと接触事故をしたと、こういうご説明なんですけども、もう少し事故の概要、損傷の状況、また、その要因について報告いただけたらありがたいと思います。

2つ目は、先ほどの管理者の報告にありますように、過失割合については、今、協議中ということではありますけれども、1つ目の質問にありますように、どういう状況であったのかということについて、できるだけわかりやすくご説明いただければありがたいなと思います。過失割合については、今、協議中というご説明でしたので、それは相手との関係がありますので、今後に委ねたいと思いますが、1番目の項について、できるだけわかりやすく教えていただければありがたいと思います。

議 長（白坂萬里子） 質疑に対する答弁を求めます。

消防長。

消 防 長（荒川庄三郎） 失礼いたします。山岡議員の質疑にお答えいたします。

まず、事故の概要、損傷の状況、要因でございます。本件につきましては、事故発生同日に、各議員様には、既にファックスでご報告をさせていただいておりますが、本年8月5日10時ごろ、水口消防署の救急車が救急患者を済生会滋賀県病院へ向けて搬送中、湖南市三雲地先の県道13号線、旧1号線でございますが、13号線上で大型トラックと接触事故を起こしたものでございます。

事故の要因でございますが、救急車による緊急搬送中、前方のトラックを相手車線に出て追い越す際に、前方のトラックが追い越しを始めた直後に右折しようとしたものでございます。そのことから、救急車と接触し、救急車は助手席ドアの後部、立てつけのピラーがございまして、助手席ドアとスライドドアの間の柱がございまして、その部分から後輪タイヤの前までを大型トラックと接触し、損傷したものでございます。

そのときには、栗東方向を向いておりましたので、右側車線には路側帯、歩道がございましたので、縁石とトラックの間をすり抜ける形で救急車が少し前へ出た状況で、接触して止まったというところでございます。

なお、搬送中でありましたので、救急の患者につきましては、湖南中央消防署の救急車により済生会滋賀県病院に搬送いたしました。救急患者につきましては、本件による容態の変化はございませんでしたので、報告といたします。

以上でございます。失礼いたします。

議 長（白坂萬里子） 山岡議員。

2 番（山岡光広） わかりました。1点だけお尋ねしたいと思うんですけども、こういう救急車両が損傷した、消防車両も同じことやと思うんですけども、こういった行政組合が保有している車両が事故等で損傷し、それを修理しなければならぬと、こういったときには、あらかじめその修理費の中から対応するというのではなくて、毎回、毎回こういう形で補正予算計上をされるのか、その点だけちょっと確認をしたいと思います。

議 長（白坂萬里子） 消防長。

消 防 長（荒川庄三郎） 山岡議員の質問にお答えします。

一定額までにつきましては、修繕費として過去の経験則に合わせて一定額の予算は確保させていただいております。事故を予定しての予算計上というのは問題があるかもわかりませんが、緊急走行をするということからして、事故が全く防げるものではございませんので、その点、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。よろしくお願いたします。

議 長（白坂萬里子） これで山岡光広議員の質疑を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（白坂萬里子） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第11号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分につき承認を求めることについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（白坂萬里子） 挙手全員です。

したがって、議案第11号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

議 長（白坂萬里子） 日程第5、議案第12号、甲賀広域行政組合行政手続条例の制定についてを議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（岩永裕貴） 議案第12号の提案理由をご説明申し上げます。

行政手続法は、法律に根拠を有する処分についてのみ適用があり、条例に根拠を有する処分や行政指導については適用が除外されています。地方自治体は、住民の権利利益の保護のため、行政手続法の適用部分と適用除外部分とで運用が異なることに伴う支障が生じないようにする必要があります。もとより、法の趣旨に従い、適正な処分等に努めておりましたが、今般、甲賀広域行政組合行政手続条例を整備することにより、行政庁の処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、より一層の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することとしております。

なお、施行期日は、平成30年4月1日としており、それまでの間に、関係例規の整備、標準処理期間の設定、処分基準の設定等の事前準備を行い、適正な制度施行に備えることとしております。

なお、事務局から補足の説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（白坂萬里子） 事務局に対し、補足の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（山田剛士） 失礼します。それでは、議案第12号の補足の説明を申し上げます。

本条例の規定は、行政手続法第46条の規定に基づき、法の各条項に沿った内容を基本としております。

それでは、章ごとに説明をいたします。議案のほうを1枚おめくりいただき、2ページのほうからまず、第1章、総則につきましては、この条例の目的、用

語の定義等を定めており、本条例が行政手続に関する一般条例、通則条例であることを示しています。

次に、4 ページ。第2章、申請に対する処分には、その迅速かつ透明な処理を確保する観点から、申請に係る審査基準や、申請の処理に通常要すべき標準的な期間を定めることなどを規定しております。

6 ページになりまして、第3章、不利益処分には、行政運営における公正の確保を図るとともに、処分の相手方の権利利益の保護を図る観点から、不利益処分をしようとする場合は、相手方に意見陳述の機会を与えるために、あらかじめその旨通知し、必要に応じて聴聞や弁明の機会の付与を行うこととしています。

12 ページ、第4章では、行政指導につきまして、その透明性及び明確性を確保する観点から、行政指導は相手方の任意の協力によってのみ実施されるものであること、行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならないことなどを定めています。

14 ページ、第5章、処分等の求めにつきましては、一般人からの申し出をきっかけとして、行政機関が適正な規制・監督を行うために必要な規定を設けています。

同じく14 ページ、第6章、届出には、届出にかかる不適切な取り扱いを防止し、公正な処理の確保を図るため、到達主義であることを明らかにしています。

最後に、先ほどの管理者の提案理由説明にもありましたが、施行日を平成30年4月1日としており、本条例の施行までの間に、規則や訓令などの関係例規の整備、処分基準や標準処理期間の設定など、事前準備を行い、適正な制度施行に備えることといたします。また、この条例の施行日までになされた処分、行政指導及び届出に関する手続き、その他の行為については、この条例の相当規定により、なされたとみなすことで、適切に対応することとしております。

以上、議案第12号の補足の説明といたします。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（白坂萬里子） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

2番、山岡光広議員。

2番（山岡光広） それでは、議案第12号甲賀広域行政組合行政手続条例の制定について、お伺いしたいと思います。

今ほどもご説明がありましたように、行政手続法第46条に基づく条例の制定ということですし、条例の制定そのものについては理解をしますけれども、私もなぜ、今、この条例制定なのかということ、ネットでいろいろ検索をしますと、もう既に、かなりの広域行政組合等で、こういう条例を制定しておられるわけです。ほかの広域行政組合では、もう既に条例制定を行っているんですけど、甲賀広域行政組合としては、今回初めての提案と、こういうことでした。

なぜ今なのかという、その部分だけ。条例の制定の必要性についてはおっしゃったとおりだと思います。かねがね検討されてきたのかわかりませんが、今、なぜ条例制定なのか。簡潔にその点をわかりやすくご説明いただければありがたいと思います。

議長（白坂萬里子） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

事務局長（山田剛士） ただいまの山岡議員の質疑にお答えをいたします。

なぜ今なのかという点でございます。議員ご承知のとおり、平成6年10月

に施行された行政手続法ですが、地方公共団体が行う行政処分のうち、法律に根拠を置くものに関しては、行政手続法が直接適用されることとなっております。また、行政手続法が適用されない部分に関しては、法の趣旨に沿って必要な措置を講じるよう努めなければならないと定められており、いわゆる努力規定となっております。

当然、今までも処分に当たりましては、行政手続法の趣旨に従い、適正に行ってきたところでありますが、平成29年3月議会におきまして、議決をいただきました平成30年4月1日から施行される改正・火災予防条例によります重大な消防法令違反のある防火対象物の公表制度の実施に伴いまして、今までは行政指導の中で相手方に自主的な改善を促し、その是正を図っていたものにつきましても、より迅速な違反是正のため、行政処分の積極的な活用が求められているところでございます。

こうしたことから、一層の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に努めるため、今般、甲賀広域行政組合行政手続条例を整備するものでございます。

以上、山岡議員の質疑への答弁といたします。

議 長（白坂萬里子） これで山岡光広議員の質疑を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（白坂萬里子） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
続いて、これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これから、議案第12号、甲賀広域行政組合行政手続条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（白坂萬里子） 挙手全員です。  
したがって、議案第12号、甲賀広域行政組合行政手続条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議 長（白坂萬里子） 日程第6、議案第13号、平成28年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（岩永裕貴） 議案第13号の提案理由をご説明申し上げます。

平成28年度一般会計歳入歳出決算が、会計管理者から本職宛に提出があり、去る8月18日に監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して関係書類とあわせて議会に上程し、認定をお願いするものであります。平成28年度の決算状況につきましては、歳入総額は37億1,394万6,000円、歳出総額は36億5,538万5,000円で、歳入歳出差引額は5,856万1,000円となりました。

歳入におきましては、全体の約8割を占める両市からの負担金28億5,304万4,000円を収入し、前年度から1億3,194万円の増額となっております。使用料及び手数料では4億3,473万5,000円を収入し、このうち、ごみ処分手数料につきましては、昨年度10月の事業系ごみ処分手数料の改定により2,625万2,000円の増額となっております。そのほか、消防事務に係る申請・証明手数料、新名神高速道路支弁金、衛生・消防の施設整備に係る地方債3億3,700万円などを収入いたしました。

次に、歳出におきましては、前年度と比べまして3億6,328万3,000円の増額となりました。各科目それぞれ増減はありますが、大きくは消防費における平成28年度、平成29年度の2カ年事業として実施しております高機能消防指令システム整備事業費の増加を要因とするものです。

款別に見ますと、衛生費では、歳出全体の約29%を占める10億6,972万3,000円を支出し、衛生センター第1施設では、平成27年度から運転管理業務を全面的に民間委託しており、し尿、浄化槽汚泥を約2万8,000キロリットル処理いたしました。また、第2施設においては、家庭系、事業系を合わせて約3万8,000トンの一般可燃ごみを処理いたしました。老朽化の進んだ施設でもありますが、安定運転のため基幹的設備の計画的な改修のほか、定期点検・維持補修に努めているところであります。

消防費では、20億2,927万6,000円を支出し、これは歳出全体の約半分を占めており、消防職員192人の人件費のほか、消防車両の燃料や修繕費、高機能消防指令システム整備事業の、平成28年度事業費分などを支出しました。また、湖南中央消防署石部分署と信楽消防署に配備の各水槽付消防ポンプ自動車の更新を行うなど、計画的に消防力整備を図り、甲賀市、湖南市両地域における災害に的確に対応できるよう努めております。

公債費におきましては、衛生関係10件、消防関係14件の地方債に係る元金償還及び利子として、約4億5,982万3,000円を支出しました。

なお、細部につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

議 長（白坂萬里子） 事務局に対し、細部説明を求めます。  
事務局長。

（事務局長（山田剛士）議案第13号の細部説明をする）

議 長（白坂萬里子） 以上をもって、提案理由の説明および細部説明を終わります。ただいま議題となっております、平成28年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、代表監査委員に審査結果の報告を求めます。

山川代表監査。

監査委員（山川宏治） おはようございます。では、本定例会に付議されております平成28年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、その概要を報告いたします。

管理者から提出されました平成28年度一般会計歳入歳出の決算については、平成29年8月18日に、関係帳簿と照合を行うとともに、関係職員から説明を受け、決算審査を実施いたしました。

審査に付された歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書などの書類については、いずれも関係法令に準拠し作成されておりました。

また、関係諸帳簿と照合し、審査をした結果、計数も正確であり予算の執行状況及び決算の内容につきましても、適正なものと認めるものであります。詳細につきましては、意見書に記載しておりますが、主な内容についてご報告させていただきます。

まず、決算概要では、歳入総額37億1,394万6,931円で、歳出総額36億5,538万5,584円であります。歳入歳出差し引き額は5,856万1,347円となり、翌年度に繰り越すべき財源は0円でありますので、実質収支額は5,856万1,347円の決算となりました。

歳入について。衛生関係では、し尿処理手数料、ごみ処分手数料などを、また、消防関係では、危険物許認可事務手数料などの納入を受けており、それら使用料及び手数料として4億3,473万5,563円を収入しています。

また、ごみ処理施設の維持管理、経費の財源確保の観点により、平成28年

10月から事業系の可燃ごみ処分手数料を改正し、増収を図られております。他の特定収入では、衛生関係における井戸改修工事並びに消防関係における高機能消防指令システム工事・整備など水槽付消防ポンプ自動車2台の更新について3億3,700万円の地方債を起し、同額を予定どおり収入しています。

これらの特定収入以外、歳入の約77%を占めるのは本組合の構成市である甲賀市及び湖南市からの負担金であり、28億5,304万4,000円を収入しています。昨年度と比べますと1億3,194万円の増額となりましたが、これは、平成28年度からの2カ年事業として着手されている工期の消防指令システム整備工事の初年度負担や、平成26年に借り入れの消防救急デジタル無線整備事業の元金償還が始まったことによる、主な要因となったものであります。また、ごみ処分手数料の過年度分10万4,600円の収入負債額が生じており、毎月確実に徴収されていることを確認いたしました。

今後も、受益者負担の公平性の観点から、債権管理に留意していただきますようお願いいたします。

次に、歳出につきましては、歳出総額を前年度と比較しますと、3億6,328万3,870円の増額となっております。衛生費においては、稼働から2年が経過しているごみ処理施設の長期的な施設整備計画を踏まえ、事業、修理費などを抑えた執行に努められております。また、し尿処理施設では、組織のスリム化を目指し、計画的な民間活力の推進に取り組まれております。

消防費では、2カ年の債務負担行為設定のもと、高機能消防指令システム整備工事の初年度事業費として、3億2,651万4,240円が執行され、また水槽付消防ポンプ自動車2台の更新も消防力の設備充実に向けて、消防力整備基本計画に基づいて実施されているものであります。また、これらにかかる予算は、適正に執行されているところであります。

最後になりますが、先に述べましたとおり、本組合の運営経費のほとんどは、構成市からの負担金、ひいては住民からの税金により行われております。今後も引き続き、積極的に事務事業の見直しを行い、財政負担の効率化及び透明化に努め、構成市との連携のもと効率的・効果的な組合運営に努められることを期待いたしまして、平成28年度甲賀広域行政組合一般会計決算審査の概要報告とさせていただきます。

以上です。

議長（白坂萬里子） これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

2番、山岡光広議員。

2番（山岡光広） それでは、議案第13号平成28年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてお伺いしたいと思います。

今回は、特に、歳出の4款、消防費に絞ってお伺いしたいと思います。説明書の19ページにも紹介をされていますように、火災は前年に比べて11件増えて85件、救急発生件数は9件増加の5,444件、救助発生件数は13件増えて114件、その他の災害発生件数も86件増えて437件となっております。24時間365日、文字どおり市民の皆さんの命と財産を守るため、いつでも出動できるように待機をしていただき、また出動した時には機敏な対応で命を救っていただいていることに、この場をお借りして敬意と感謝を申し上げたいと思います。

そのうえで、特に救急出動発生についてお伺いしたいと思います。まず1つは、発生件数の年次推移がどうなっているのか。2つ目は、事故の種別による発生件数で見た場合はどうなのか。3つ目は、その要因に特徴があるか。4つ目は、搬送した人数の推移はどうか、搬送先はどうか。5つ目は、最近、ドクターヘリによる搬送が多いように思います。実態はどうか。救急車両とド

クターヘリとの連携はどうなっているのか。日常的に訓練は行っているのか。6つ目は、救急出動が重なった場合の連携マニュアルはどうなっているのか。対応できなかつたという事例はあるのかどうか。7つ目は、救急出動と搬送に  
おいての課題は何なのかと、お尋ねしたいと思います。

最後に、ちょっと角度が違いますが、山林火災や住宅密集地での事故など、ヘリによる現場確認が困難な場合、最近ドローンが活用されています。この前の甲賀広域の防災訓練でも、その訓練が披露されたところ  
です。甲賀消防署で、ドローンを常設して、必要なときに活用できるようにすべきではないかと思うんですけれども、この点についてどうお考えなのか、あわせてお尋ね  
したいと思います。

議 長（白坂萬里子） 質疑に対する答弁を求めます。

消防長。

消 防 長（荒川庄三郎） 失礼いたします。それでは、山岡議員の質疑にお答えいたし  
ます。

1つ目の発生件数の年次推移でございますが、平成26年の5,620件が最  
多件数でございます。ここ2年は5,450件程度で推移しております。本年  
は、6月までの半年間で2,797件と、過去2年から比べれば少々増加傾向で  
ございます。

続いて、事故の種別による発生件数で見ただけの場合かどうかということござい  
ますが、また、その要因に特徴はあるかということにつきましては、数年の比  
較では大きな差異は認められませんが、10年前と比較をいたしますと、地域  
の高齢化と合わせて、65歳以上の高齢者の割合が増加傾向にござい  
ます。

4つ目の搬送した人数の推移はどうか、搬送先はどうかという質問につきま  
しては、搬送人員はおおむね搬送件数に比例しており、1つ目でお答えしまし  
たように、平成26年が、ここ近々では最多件数でございます。ここ2年は、  
平成26年を下回る傾向が続いております。搬送先につきましては、ここ数年、  
生田病院、済生会滋賀県病院への搬送割合が、全体から見れば増加傾向にござ  
います。

5つ目のドクターヘリに関する質問につきましては、平成28年度のドクタ  
ーヘリ要請件数は120件でございます。県下消防で一番多く要請をさせてい  
ただいております。平成29年度も、8月31日現在で49件の要請を行って  
おります。前年度並みの要請件数で推移しており、特段の連携等に問題は発生  
しておりません。

ドクターヘリは早期の医療介入が目的となっております。要請方法は、一  
定の基準に決まって進めております。その基準に該当すれば要請をし、ドクタ  
ーヘリと救急車は、管轄両市に26カ所にございますランデブーポイントで接  
触の後、救急車からドクターヘリに傷病者を引き継ぎ、搬送をいただいでお  
るところでございます。

連携訓練につきましては、昨年度に一度実施させていただいております。今  
後も機会あるたびに、連携なり、あるいはドクターヘリのスタッフと意見交換  
なりを続けてまいる所存でございます。

6つ目に、救急出動が重なった場合の連携マニュアルと対応できなかつた事  
例はないかという質問でございますが、救急要請が重なった場合には、現場か  
ら次に近い署所の救急車が出動することとなっております。現在8台の救急車  
を運用しており、組合消防の発足以来、信楽高原鉄道事故以外では、救急要請  
が重なるようなことがございまして出動できなかつたことは、現在のところ発  
生しておりません。

7つ目の救急出動と搬送に  
おいての課題は何かというご質問につきましては、精神科救急において受け入れ困難なケースや、不必要と考えられる頻回の要請

者がございます。これらの対応に数時間を要するケースがございます。結果として本当に救急車が必要な市民の皆様への到着が遅延することがあるかと思っておりますが、ほかの救急車を配送する形でフォローをしております。これらのケースは、消防だけでなく市や県の関係部局、病院と協調して、今後とも対応しなければ解決しなければいけないと考えております。

8つ目のドローンの活用についてでございますが、様々な分野でドローンの活用が進んでおりまして、消防でも同様に各地でドローンを導入したニュースや訓練で活用された事例が報告されております。しかしながら、訓練や検証などの話題は多いものの、災害現場で、実際に活用された事例はまだまだ少のうございます。私ども消防本部といたしましても、導入は決定しておりませんが、今月20日にも、ドローン取扱研修等に派遣し、今後の導入に向けての検討を加えているところでございます。しかしながら、ドローン自体、回転翼機でございますので、住宅地上空での飛行については、住民のため、皆様への安全、あるいは活動隊員の安全を考えたときに、どの時点で、どういう形で、上空からの偵察をさせるかということについては、今、議論をしているところでございますので、今後の対応を考えておるところでございますので、どうぞご了承いただきたく、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。失礼します。

議  
2

長（白坂萬里子） 山岡議員。

番（山岡光広） ありがとうございます。1点だけ、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、ドクターヘリとの連携のことなんです。私の知り合いが、最近ですけれども、救急車とドクターヘリの連携によって、なかなか難しい脳梗塞等で大変な状況だったんですけれども、非常に機敏な連携で本当に命を助けてもらったと、こういう報告というか、事例がありました。

先ほどのご説明のところにありますように、ここの管内が一番多いと。私も調べてみましたら、28年で、全部で472件の出動をしていて、そのうちの120件ですので、4分の1がこの管内ということになっています。

ただ、私、そのときに思ったんですけれども、今、おっしゃったように、26カ所の、いわゆるランデブーポイント、そこまでは救急車両が行って、そこからドクターヘリに連携していくと、こういうことですよ。その26カ所のランデブーポイントなんですけれども、見てみますと、湖南市は4カ所だけなんですよね。そのほか、だから、4カ所ですので、22カ所が甲賀市管内と、こういうことになっています。

そういう面からいくと、甲賀市は、非常に面積的にも広範囲にわたっていますし、いろんなところで、こういうポイントがあって、いわゆる離着陸できる場所のポイントがあるということなんですけど、これ、非常に時間を争って、いわば搬送するという点では、湖南市で4カ所のポイントで、今、足りているというか、もっとそここのところの切り開き、ランデブーポイントの、もう少し整備というか、切り開きをして、きちんと対応できるようにするということは考えておられないのかどうか、このランデブーポイントというのは、この京滋のドクターヘリとの関係で、甲賀広域行政組合消防本部の中で決められるのかどうか。もちろん条件的なこと当然ありますけれども、そういう条件的なことを踏まえれば拡充することはできるのかどうか。その辺、僕は拡充したらどうかという、そういう意味なんですけれども、その点どうなのかをお尋ねをしたいと思っております。

議 長（白坂萬里子） 消防長。

消 防 長（荒川庄三郎） 失礼いたします。ランデブーポイントの件についてお答えをさせていただきます。

現在、26カ所、議員指摘のとおり、甲賀市内で22カ所、湖南市内で4カ

所でございます。実際のところ、実は、済生会滋賀県病院はドクターカーとドクターヘリの併用運用をしてらっしゃいます。そういう加減で、ドクターヘリが確かに早いというのは事実でございますけれども、離発着時間あるいは、ドクターとの接触時間を考えますと、私どものシミュレーションでは、大体、夏見付近を南北にとったところが、分岐点になるような距離でございます。ですから、旧甲西町のカントリーエレベーター付近から、東はヘリのほうが早くなりますが、乗りかえ時間等を考えますと、そこから西については、救急車と微妙な時間エリアになろうかと考えておりますので、今のところ現況のままで対応しようかと考えております。ただ、ドクターヘリのほうがより速く、よりよい対応ができるということであれば、ランデブーポイントについてはできる限り増やしてまいりたいというふうに考えております。

そういうことから、私ども消防職員もランデブーポイントにつきましては、職員あるいは関係者の皆様からご提案がありましたら、その都度、ドクターヘリ事務局と私ども消防で協議をし、現場確認に努めて、ランデブーポイントについてはさらなる積み上げを考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

- 議 長（白坂萬里子） 山岡議員。
- 2 番（山岡光広） ありがとうございます。もう1点だけ確認も含めてお尋ねしたいんですけど、この京滋ドクターヘリですけれども、平成で言いましたら、平成27年4月から京滋ドクターヘリというのが運行されていますよね。それまでは、大阪との連携と、こういうことだったと思いますけれども、この京滋ドクターヘリは、いわゆるおっしゃったように基地病院がこの済生会と、こういうふうになっていますけれども、これは、必ずしも済生会へ運ぶということではなくて、今、おっしゃったように、済生会へ行くということだけを考えれば、もちろんどっかの地点でヘリに頼るよりも救急車両で走るほうが早いと、おっしゃる意味はよくわかりますけれども、これは事と次第というか、状況によっては、このドクターヘリを使って、例えばですけれども、滋賀医大へ運ぶとか、そういうことはないんですかね。全部、いわば、一旦は済生会へ運ぶと、そういう理解でいいのか。ちょっと、私、専門でないのわかりませんが、より早く、より機敏に、より適切な医療機関に運ぶと、搬送するということを考えれば、搬送先が必ずしも済生会ではないのと違うのかなと思うんですけど、その点だけ教えていただければありがたいと思います。

議 長（白坂萬里子） 消防長。

消 防 長（荒川庄三郎） 山岡議員のご質問にお答えいたします。

実際にドクターヘリは施設間搬送、あるいは、他病院への搬送も対応しております。私ども甲賀病院へも搬送いただいたこともございます。それは、かかりつけ病院、あるいは対応医療の優先という形で、そういう対応をさせていただいておりますが、現在、ICUを含め、救急救命センターが湖南地域では、済生会滋賀県病院ということになっておりますし、なおかつ心臓系あるいは、脳動脈血管系の集中治療は、済生会滋賀県病院が今一番受け入れ状態がよいということでございますので、基本的には、最終、搭乗ドクターの判断により済生会への搬送が増えているという現状でございます。

以上、質問へのお答えとします。

議 長（白坂萬里子） これで山岡光広議員の質疑を終わります。

続きます、7番、赤祖父裕美議員。

7 番（赤祖父裕美） それでは、質疑をいたします。

議案第13号平成28年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について質問をいたします。大きく2点です。

歳入歳出決算成果説明書15ページになります。循環型社会形成推進地域計

画策定業務ということで、75万6,000円が上がっています。このごみ施設につきましても、老朽化に伴いまして、長期的な整備計画が今後なされようとしています。この計画について、大きいお金ですので、その内容とまた成果、こういったことを中心にこの計画がなされたのかについて、お聞かせください。

また、もう1点。19ページ。これも成果説明書のほうですが、今、議員も言われましたが、私もこの消防費について、救急出動件数が前年度に比べ148件増加。また、救急出動件数も前年度に比べ12件増加。119番受信件数も4,213件と、年々多くなっているわけです。

職員の勤務状況について、過重労働になっていなのかということについてお聞きしたいと思います。また、119番のいたずらが262件という具合に上がっていますが、この対処法についてお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（白坂萬里子） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

事務局長（山田剛士） ただいまの赤祖父議員の大きく2点の質疑に対しまして、私からは、1番目の歳入歳出決算成果説明書の15ページ、決算書では30ページに記載しております循環型社会形成推進地域計画策定業務75万6,000円に係る内容と成果についてお答えを申し上げます。

この地域計画は、今後の廃棄物処理施設等の整備に伴い、国の支援制度を活用するために必要となるもので、廃棄物処理の方向性を示すものとして、昨年12月に県を通じて環境大臣あて、2市との3者連名により提出させていただいたものでございます。その後、一部、国からの指摘修正を行い、現在、国の承認を待っている状況でございます。毎年秋ごろ、国の承認がなされると聞いております。承認をいただければ、議員各位をはじめ、2市へご報告させていただき、ホームページにも広く公表していきたいと考えております。

ご質問にあります計画の内容としましては、甲賀市、湖南市地域における循環型社会形成を推進するため、平成29年4月から平成36年3月までの7年間を計画期間とし、可燃ごみ等の一般廃棄物の処理、し尿等の生活排水の処理の現状と、循環型社会形成を推進するための将来目標に対する施策、処理体制、処理施設の整備等について計画を策定する内容です。

成果としましては、この計画に基づき、当地域の廃棄物の減量化を含め、一般廃棄物や生活排水における循環型社会形成の実現を目指すことができるとともに、本計画にある各計画事業や施設整備事業等に対し、国の交付金対象として事業を進めることができます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（白坂萬里子） 消防長。

消防長（荒川庄三郎） 失礼いたします。赤祖父議員の2つ目の質疑についてお答えを申し上げます。

まず、ご質問の職員の勤務状況についてお答えを申し上げます。

救急件数は、平成29年度の上半期におきまして、前年度と比して増加傾向にあります。5.6%の増加にとどまっております。1日当たりの出動件数は、平均14.6件から15.5件へと0.9件、おおむね1日1件の増加でございます。

救助出動につきましても、出動件数が7件、12%の増加、活動件数は12件増加しておりますが、1カ月当たり2件の増加でございます。こちらにおきましても職員の過重な労働となるような大幅な増加でないというふうには考えております。

続いて、議員ご指摘のいたずらの対処法でございます。

この上半期の半年間で462件のいたずら通報が発生しており、1カ月当た

り77件、1日当たり2件余りとなります。通信指令課で119番通報を受信しますと、通報者の電話番号、住所等の表示がなされます。このデータをもとに折り返し連絡をし、注意喚起するという事で再発防止に努めております。

また、過去、公衆電話から子供のいたずらとおぼしき事例があり、教育委員会を含め学校関係機関と連携を図りながら、文書で注意を促し対処したところがございますが、このような対処方法で当該のいたずらがなくなるという事例もございました。また、お一人の方が繰り返し何回も通報してくるようなケースもございますが、この場合には、警察機関と連携を密にし、情報を共有することで、場合によっては、警察対応も含めたことを視野に入れた対処を考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。失礼します。

議  
7

長（白坂萬里子） 赤祖父議員。

番（赤祖父裕美） 1点目のこの循環型社会形成推進地域計画の策定の件ですが、現在、国のほうに承認を得るということで待っているということです。循環型社会は大事なことだと思いますので、やはり報告をしっかりとホームページでもしていただきまして、私たちにも、また市民にも理解をしていただくような形のをぜひお願いしたいと思います。

それから、2点目につきましては、増加していますが、1カ月2件とか、それほど過重労働にはなっていないというご答弁をいただきました。

佐賀県でしたしょうか。先ほど、山岡議員も質問されましたが、適切に救急搬送をされるということを目的として、インターネットを使いながら、どこでどの先生が今あいている状況で、どの病院に搬送したらいいかというものを救急隊がiPadを持ち、そして、それを検索すればすぐに出るようなものを作っておられるようですので、またこれは県が主になってやるべきことではあるとは思いますが、地域でも診療が少しでも早く適切に対処されるような形のもので、ぜひともまた研究をしていただければと思います。

その3点目。いたずらの件につきましては、やはりこういうことが決してあってはいけないと思いますので、ぜひとも、適切な処理、そして、また子供のいたずらもあったということです。やはり本当に必要な方が搬送されるような形のもので、ぜひともこの件数については、少なくなるようにと思っています。

今、答弁した件につきまして、佐賀県の取り組み、そういうことがあるということ、そのことはお知りおきであるかどうか。また、どう思われたかどうかについて、質疑したいと思います。

議  
消 防 長

長（白坂萬里子） 消防長。

長（荒川庄三郎） 失礼します。赤祖父議員の、今の件についてお答え申し上げます。

佐賀県のことにつきましては、詳細には、私、承知をしておりません。ただiPad等携帯端末、スマートフォンを持って、情報をより早く取得するという方法は、既に存在しますので検討はしているところでございます。

しかしながら、救急隊に全ての情報が集中するということは、隊長に全ての判断を委ねるところでございます。一定の判断部分については、誰がどこでどういうふうに判断するかというのは、微妙なところでございまして、搬送先については指令課に、現在のところ、甲賀消防では適切な搬送先については、現場傷病者の状況を聞きながら、県内各病院の搬送先については、直接病院との交渉を基本的に指令課で対応しております。時間が割ける部分については、救急隊につきましては、より高度な救急対応をするという形で責任分担を分割して活動いただいているところでございます。

今後、簡単に、より簡便に、時間なく情報が処理できるようであれば、その

ような形も検討のうえで、移行もあろうかと考えておりますが、現況のところは、それぞれ、過重な時間でございますので、できる限り、それぞれ責任を割り振る形で対応させていただいているところでございます。

以上、報告でございます。

議長（白坂萬里子） 副管理者。

副管理者（谷畑英吾） 赤祖父議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど、議員がご指摘をいただきました佐賀県の事例につきましては、佐賀県庁の円城寺さんという職員さんがおられまして、これは、地域に飛び出す公務員でございます、この人がどうすれば、一刻も早くそういった病院に救急搬送ができるかということに思いを致しながら、当時、救急車の中に潜り込ませてくれという、そういう無理なことを言いながら、救急車の中に潜り込んで救急車の動きをどういうふうにコントロールしていったらいいのかということ、現場を見ながら考えたうえで、佐賀県庁としてこういった取り組みを始められたということをご承知しているところでございます。

ですから、本来であります、県の危機管理防災局や健康医療福祉部あたりが、そういったシステム構築を県内全体でしていただきながら、各消防本部と連携をとることが非常に大事なことであろうかというふうに思っておりますので、またそういった点につきましては、県に対しましてもお話をさせていただく機会もあろうかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（白坂萬里子） 赤祖父議員。

7 番（赤祖父裕美） 答弁、ありがとうございます。

初めはとても抵抗があった。職員の方も抵抗があったということですが、iPadがあることによって、適切にどこがあいているかというのがわかり、本当に効率的に、また的確に搬送されるという事例がありますので、県のほうが主となるということは、私も重々承知していますが、私もしっかりと県にも、ものを申ししていきたいと思っております。

はい。もう答弁は結構です。

議長（白坂萬里子） これで赤祖父裕美議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（白坂萬里子） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第13号、平成28年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（白坂萬里子） 挙手全員です。

したがって、議案第13号、平成28年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

議長（白坂萬里子） 日程第7、議案第14号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（岩永裕貴） 議案第14号の提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、前年度繰越金額の確定に伴い、所要の補正措置を講ずること

を主な内容とするものです。

歳入におきまして、確定した前年度繰越金額を4款、繰越金に計上したことにより、1款、分担金及び負担金をそれぞれ負担金区分に応じ減額いたしました。

消防関係建設負担金では、湖南中央消防署庁舎整備に伴います現有庁舎の耐震診断業務委託に係る399万6,000円を計上しました。当該負担金につきましては、甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例第2条の規定に基づき、当該庁舎の所在地の市が100%負担することとなります。

また、平成29年度事業におきまして、衛生関係の交付金対象事業であります、ごみ処理施設に係る長寿命化計画策定業務委託の契約額確定に伴い、衛生費国庫補助金を154万円減額いたしました。その他、当初予算におきまして、5款、諸収入で見込んでおりました高速道路におきます救急業務に係る高速道路支弁金につきましては、年間の救急の出動回数等により算出されるものでございますが、今年度の額が確定したことから、68万6,000円を減額したものです。

歳出におきましては、総務費、滞納整理費、衛生費におきまして、職員異動に伴い、それぞれ人件費を補正いたしました。平成29年度事業といたしまして、衛生関係では、ごみ処理施設の長寿命化計画策定業務委託の契約額確定等により412万3,000円の減額をし、また、消防関係では3目、消防庁舎建設費を設け、湖南中央消防署の庁舎耐震診断業務委託費としまして399万6,000円を計上しております。その他、衛生、消防の各公債費につきましては、平成28年度起債事業の各事業債利率確定により、衛生関係で3万7,000円、消防関係で257万7,000円を減額いたしました。また、予備費では今年度7月に発生しました消防本部庁舎におきます落雷被害に係る修繕費に充当したことから、その分204万2,000円を増額計上したものでございます。

これらの補正措置により、歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億3,177万4,000円とするものです。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（白坂萬里子） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第14号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（白坂萬里子） 挙手全員です。

したがって、議案第14号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議 長（白坂萬里子） 日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

7番、赤祖父裕美議員。

7 番（赤祖父裕美） それでは、一般質問をさせていただきます。質問項目は、大きく1点。前回も3月議会で質問をいたしました湖南中央消防署の件ですが、防災ベッドの設置を組織体制の見直しについてを質問させていただきます。

まず1点目。防災ベッドの設置について。答弁から、物理的に消防職員の仮眠スペースを確保できないという答弁をいただきました。詳細について、幾つ

置けるのか、また、交代して使用できないのか。

また、2点目。建築士等に耐震相談をした結果、機能障害に陥ることはないという知見的な意見があったと答弁をいただきました。建築士とはどなたでしょうか。また、今後の耐震診断はということで、今回補正予算を上げていただいておりますが、この予定と今後の見通しについてお聞きしたいと思います。

そして、3つ目。組織体制の見直し案について。以前、山岡議員の質疑に対する管理者の答弁では、1カ所に集中されることは避けていかななくてはならないという答弁をいただいています。当面の間は現状の組織体制でとありますが、当面の間というのはいつ見直されるのでしょうか。決定される時期についてお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（白坂萬里子） 質問に対する答弁を求めます。

管理者。

管理者（岩永裕貴） 赤祖父議員の一般質問、防災ベッドの設置と組織体制の見直しについて、3点ご質問いただいております。1点目、2点目につきましては、後ほど消防長からお答えすることとし、私からは3点目の組織体制の見直し案について、お答えをいたします。

組織体制の見直しであります。将来的消防行政需要を予測した上で、消防力の整備指針に基づき、整備をすることが前提となってまいります。管内全体の消防力は、現状の水準を維持しつつ、人口動態、人口分布、産業構造の変化に合わせて、現況の消防サービスが後退することなく、必要に応じて見直していくことは当然であると考えております。

今後、市民の皆様の生命を最優先とした、消防行政を推進できる最良の形を研究し、あるいは考察をしながら、機動力、総合力の向上を図りながら組織体制を構築する所存でございます。なお、その日程等、時期については明確なものを持たないまま持ち合わせておりませんので、ご理解いただければと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（白坂萬里子） 消防長。

消防長（荒川庄三郎） 失礼いたします。私から、1点目、2点目についてお答えを申し上げます。

1点目、防災ベッドの設置についてであります。狭隘なスペースの仮眠室に、防災ベッドを設置した場合、当直人数分の仮眠スペースが確保できないこととなり支障を来いたします。また、現在の防災ベッドとして販売されているものは、木造軸組建物用となっており、現在の湖南中央消防署消防庁舎のような鉄筋コンクリート造には不適合なタイプとなります。

2点目、湖南中央消防署の耐震については、湖南市内の建築士事務所でお伺いしたものでございます。個人の名前につきましては、個人情報ということもございまして、正規の手続でお答えをさせていただきたいと思っております。この方のお答えでは、鉄筋コンクリート造でございますので、仮にクラックが入ったとしても倒壊まではしないということの見解でございました。

また、今後の耐震診断につきましては、本日、補正予算をご承認いただきましたので、今年度中、10月から3月までの間に、この診断を実施する予定で対応させていただくことと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。失礼します。

議長（白坂萬里子） 赤祖父議員。

7番（赤祖父裕美） 防災ベッドの件ですけれども、鉄筋コンクリートであるから不適合であるという答弁をいただきました。耐震も含めまして、市内の業者ということですので、機能障害に陥ることはないだろうという知見的な意見があったということではあります。機能障害が起きなければいいんですけども、

やはり55年以前の建物ということで、そういった地震の比率につきましては、やはり危険であるという具合に、私たち、湖南省のほうでは説明を受けていました。

いつも不安を感じながら、そこで仕事をしていただいている職員の方々は、やはり熟睡もできないと思いますし、大丈夫であるということではありますが、その結果については、今年度3月までに診断が出るということです。

そのところの答弁をもう一度、本当に大丈夫なのかということをお聞きしたいと思います。

議長（白坂万里子） 副管理者。

副管理者（谷畑英吾） 赤祖父議員の再質問にお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、本組合の、特に消防署所の建設負担につきましては、それぞれの構成市、所在市がそれを用立てるということになっております。土地にいたしましても、建物にいたしましても、それぞれの市において、この財源を用立てるということになっておりまして、それぞれの市の財政状況を見きわめながら対応するというところになっておるところでございます。

議員、ご指摘いただきましたのは、湖南省内でございますので、副管理者でありますけれども、湖南省をお預かりしておりますので、ご答弁を申し上げますが、もう議員もご承知置きいただいておりますように、現在、湖南省におきましては、東庁舎周辺整備を計画させていただいている最中でございます。その議論の集約を図っているところでもございます。基本計画を今、策定中でもございますし、その中において、耐震上必要があるということであれば、この建てかえということも視野に入れていく必要があるんだろうというふうに思っております。それも含めまして、湖南省側でも議論をしてみたいと思いますので、それと、この行政組合におけるこの財政負担と、そして消防署の計画ということ、整合をとらせていただきたいと思っておりますので、また、議員におかれましても、この議会でもそうですが、湖南省議会におきましても、その意思の統一、合意形成にご尽力を賜ればありがたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上とさせていただきます。

議長（白坂万里子） 赤祖父議員。

7番（赤祖父裕美） 今議会も、私たち議会のほうでも特別委員会を設けまして、意見をさまざまに伝えたところでございます。

もし、耐震診断が危険であるという具合になりましたときには、やはり職員がそこで仕事として寝ておられるスペースですので、防災ベッドについては考えていただけるのかどうかということ、再度、お聞きしたいと思いますし、もし耐震診断が引っかけられなければ、起債についてはたしか使われなかったのではないかと思います。その点についてもお聞きしたいと思います。

議長（白坂万里子） 消防長。

消防長（荒川庄三郎） 失礼いたします。まず耐震診断につきましては、予算成立後、至急に対応をし、現況を十分に把握した上で、職員の安全については十分確保したいと考えております。

後段の質問については、私、ちょっとお答えする立場にないと思いますので、ご遠慮申し上げます。

議長（白坂万里子） 副管理者。

副管理者（谷畑英吾） 赤祖父議員の再質問にお答えをいたします。

ただいまの起債の話は、市の庁舎を建てかえる際に、庁舎等緊急耐震事業債ということで、熊本地震の教訓を受けて、今、政府が平成33年までを期限として緊急につくられた起債の制度を使っていくということでもありますけれども、消防庁舎のほうにつきましては、そういったことがなければ消防債等で対応し

ていくということにもなりますし、その建物については、組合のほうでお願いをしていくということになりますので、湖南省での対応と、それから組合での対応は、少し分けてご議論いただけるとありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（白坂萬里子） 赤祖父議員、一応3回で終わりますので、これで赤祖父裕美議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

お諮りします。

本定例会において議決された案件につきましては、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（白坂萬里子） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

議 長（白坂萬里子） これで、本日の日程は、滞りなく全部終了いたしました。

任期2年間という期間ではございましたが、議員の皆様をはじめ、副管理者、管理者、そして事務局の皆様には初代女性議長として至らなかった点をしっかりと支えていただき、ご協力いただきましたこと、心から感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

また、来る10月22日におきます選挙戦におきましては、皆様のご健闘をお祈りいたしますと同時に、ご勇退されます鶴飼八千子議員には、大変にお疲れさまでございました。また、ありがとうございましたと申し添えまして、平成29年第3回甲賀広域行政組合議会定例会を閉会したいと思います。皆さん、大変にお疲れさまでした。ありがとうございました。

（閉会 午前11時15分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

甲賀広域行政組合議会議長 白坂 萬里子

同 議会議員 赤祖父 裕美

同 議会議員 加藤 貞一郎